		日	号外	ページ
一一〇	介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件	一三	56	一四九
一一一	介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件	一三	56	一五〇
一一二	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	一三	56	一五〇
一一三	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件	一三	56	一五〇
一一四	厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を廃止する件	一三	56	一五〇
一一五	厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件	一三	56	一五一
一一六	厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件	一三	56	一五一
一一七	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件	一三	56	一五一
一一八	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を定める件	一三	56	一五一
一一九	厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準を定める件	一三	56	一五一
一二〇	厚生労働大臣が定める地域の全部を改正する件	一三	56	一五二
一二一	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	一四	57	四
一二二	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件	一四	57	一七
一二三	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件	一四	57	二四
一二四	障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件	一四	57	三二
一二五	障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件	一四	57	三三
一二六	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件	一四	57	三三
一二七	厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件	一四	57	三四
一二八	厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件	一四	57	四〇
一二九	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の㈠の⑴の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件	一五		四
一三〇	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	一五		四
一三一	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件	一五		四
一三二	機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針を定める件	一六		四
一三三	化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針を定める件	一六		五
一三四	東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件	一九		六
一三五	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所規程の一部を改正する件	一九		六
一三六	食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件	一九		六
一三七	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	一九		六
一三八	複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件	一九	61	一
一三九	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	一九	61	七
一四〇	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を定める件	一九	61	七九
一四一	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件	一九	61	七九
一四二	平成二十四年度の血液製剤の安定供給に関する計画	二一	62	二七
一四三	平成二十四年度の献血の推進に関する計画	二一	62	二九
一四四	労働安全衛生法第八十五条の三において準用する同法第七十五条の十の規定に基づき、指定登録機関の登録事務に関する業務の全部を廃止する許可をした件	二二		六
一四五	作業環境測定法第三十二条の二第四項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づき指定登録機関の登録事務に関する業務の全部を廃止する許可をした件	二二		六
一四六	医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件	二二		六